近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例に規定する

施策を推進するための方針

〔策定：平成２９年 ２ 月２１日〕

　聴覚障がい者が日常生活又は社会生活を営むうえで使用する手話、要約筆記、触手話、手書き文字、指点字、筆談その他の意思疎通のための手段（以下「手話等」という。）に対する理解の促進や普及、使用しやすい環境の整備など、ろう者、盲ろう者その他の聴覚障がい者（以下「聴覚障がい者」という。）の自立及び社会参加の促進を実現するため、近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例第７条に規定する推進方針を以下のとおり定めるものとします。

１．手話等に対する理解及び普及の促進に関すること。

（１）施策の基本的方向

　　　　一人でも多くの人に手話に関心を持ってもらい、手話に親しみ、聴覚障がい者と交流することで手話や聴覚障がいに対する理解が深まります。

このため、市民が手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させるなど、手話に関する普及啓発に努めます。

　　　　また、取り組みにあたっては、市聴覚障害者福祉協会等の関係機関・団体と協働のうえ実施します。

（２）推進施策の内容

・手話を学ぶ機会としての出前講座の実施

・市民が手話に親しむことができるイベント等の開催

・広報紙やホームページ、イベント等を活用した手話に関する広報・周知

・広報紙で手話の知識や簡単な手話についての連載の実施

２．市民の手話等による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関すること。

（１）施策の基本的方向

　　　　聴覚障がい者が自ら必要な情報を得るためには、コミュニケーション支援の充実が不可欠です。

　　　　また、聴覚障がい者が生活に必要な様々な情報を得る機関や窓口において、手話による情報提供の機会拡大への理解促進に努めます。

（２）推進施策の内容

　　　・手話通訳者派遣事業の継続

　　　・要約筆記者派遣事業の継続

　　　・ＩＣＴ（情報通信技術）活用などによる窓口呼出機能や手話通訳環境の整備

　　　・手話奉仕員養成講座の継続実施

　　　・市での手話通訳者の登録制度や派遣制度の実施検討

・市議会本会議等の中継における手話通訳の実施検討

３．市民が手話等を使用しやすい環境の整備に関すること。

（１）施策の基本的方向

　　　　聴覚障がい者が日常生活や社会生活を営む中でコミュニケーションをとる場合、手話が選択できることは安心感につながります。

聴覚障がい者が周囲の状況を把握できず不安を抱いたり、適切なサービスが受けられないということがないようコミュニケーション手段として手話を選択しやすい環境の整備を進めます。

（２）推進施策の内容

　　　・ＩＣＴ（情報通信技術）活用などによる手話通訳環境の整備

　　　・市内で事業活動を行う個人事業者、企業等に手話への理解・普及を図るための事業所向けの普及啓発チラシを配布

　　　・耳マークカードの発行及び普及啓発の継続

　　　・市役所窓口職員を対象とした手話研修会の実施

４．コミュニケーション支援従事者の支援に関すること。

（１）施策の基本的方向

　　　　手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等のコミュニケーション支援従事者が活動しやすい環境を整備することが、聴覚障がい者の生活の質の向上にもつながります。

　　　　コミュニケーション支援従事者の人材育成や確保、待遇や健康管理等の処遇改善に努めます。

（２）推進施策の内容

　　　・手話通訳者の技術向上を目的として、研修等に参加する機会を提供

　　　・手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕検診（最低でも年２回）を受ける機会を提供

　　　・コミュニケーション支援従事者の感染症検査や、感染症予防のためのワクチン接種に対する助成

　　　・手話奉仕員養成講座の継続実施

５．災害時における聴覚障がい者の情報取得及び意思疎通の支援に関すること。

（１）施策の基本的方向

　　　　災害時における障がい特性に応じた情報の発信に努めるとともに、平時から災害時に備えた取り組みや、災害時を想定した訓練を継続することが大切です。

（２）推進施策の内容

　　　・災害時に備えた避難行動要支援者支援の取り組みにおける聴覚障がい理解の促進

　　　・総合防災訓練時における障がい特性に応じた訓練の実施及び聴覚障がい者の参加促進

　　　・聴覚障がい者の防災出前講座の受講や自助による備えの奨励

　　　・意思表示カード等の作成、配布

６．その他市長が必要と認める事項に関すること。

（１）施策の基本的方向

　　　　子どもの時から手話に親しみ、聴覚障がい者と接することで、手話に対する理解や普及の促進につながります。

　　　　また、疾病等で受診する際にコミュニケーション支援従事者が同席することにより、医師等に症状等を的確に伝えることができ、医師等のインフォームドコンセント（受けようとする医療行為について、その目的や方法、予想される結果や危険性など、患者が十分な説明を受け、そのうえで同意すること）にも役立ちます。

（２）推進施策の内容

　　　・学校等において、子どもに聴覚障がい者と接する機会を設け、手話についての学習機会の提供

　　　・医療機関等において、聴覚障がい者が手話を使用できる環境づくりに向けての普及啓発の実施

７．その他の事項

施策の推進については、近江八幡市手話施策推進会議において各施策の実施状況を検証のうえ、必要に応じて見直しを行うものとする。